

議第10号

飛騨高山にぎわい交流館「大政」の設置及び管理に関する条例について

飛騨高山にぎわい交流館「大政」の設置及び管理に関する条例を次のように制定するものとする。

令和4年3月1日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

飛騨高山にぎわい交流館「大政」を設置するため制定しようとする。

## 飛騨高山にぎわい交流館「大政」の設置及び管理に関する条例

### (設置)

第1条 市民及び観光客に憩いと集いの場所を提供するとともに、地域情報及び観光情報を発信することにより、中心市街地におけるにぎわいの創出及び回遊性の向上を図るため、飛騨高山にぎわい交流館「<sup>だいまさ</sup>大政」を設置する。

### (名称及び位置)

第2条 飛騨高山にぎわい交流館「大政」の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 飛騨高山にぎわい交流館「大政」
- (2) 位置 高山市本町4丁目1番地

### (事業)

第3条 飛騨高山にぎわい交流館「大政」(以下「交流館」という。)は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 地域情報及び観光情報の発信に関すること。
- (2) 中心市街地の活性化に資する事業に関すること。
- (3) その他交流館の設置目的を達成するために市長が必要と認める事業の実施に関すること。

### (利用料)

第4条 交流館の利用料は、無料とする。ただし、多目的室、和室及び蔵(以下「多目的室等」という。)を占有して使用する場合(以下「使用」という。)を除く。

### (使用の許可)

第5条 多目的室等を使用しようとする者は、あらかじめ市長に申請し、その許可を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の許可に当たって、管理上必要な条件を付することができる。
- 3 第1項の規定による許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、許可を受けた目的以外に多目的室等を使用し、又はその使用の権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

### (使用の不許可)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、多目的室等の使用を許可しない。

- (1) 公益又は公安を害し、風紀を乱すおそれがあるとき。
- (2) 建物又は設備等を毀損するおそれがあるとき。
- (3) 交流館の管理上支障があるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合を除くほか、多目的室等を使用させることが適当でないとき。

### (使用許可の取消し等)

第7条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、多目的室等の使用の許可を取り消し、又は使用の停止を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) この条例に基づく許可の条件に違反したとき。

- (3) 許可を受けた目的以外に使用することが明らかになったとき。
- (4) 偽りその他不正の行為により使用の許可を受けたとき。
- (5) 交流館の管理上必要と認めてする指示に従わないとき。
- (6) 前各号に掲げる場合を除くほか、市長が特に必要と認めたとき。

2 前項の規定により使用の許可を取り消され、又は使用の停止を命じられたことにより使用者が受ける損失の補償については、市長はその責を負わない。

(使用料)

第8条 使用者は、別表に定める使用料を納入しなければならない。

- 2 前項に規定する使用料は、前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- 3 市長は、公益上その他特別な理由があると認めるときは、第1項に規定する使用料を減額し、又は免除することができる。
- 4 既に納付した使用料は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(特別の設備)

第9条 使用者は、交流館に特別の設備をし、又は備付けの器具以外の器具を搬入しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(職員の立入り)

第10条 使用者は、交流館の職員が職務執行のために使用者が使用中の場所に立ち入ることを拒むことができない。

(禁止行為)

第11条 交流館においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、市長が特に認めたときは、この限りでない。

- (1) 他の使用者又は交流館を利用する者（以下「利用者」という。）に迷惑を及ぼす行為
- (2) 施設を毀損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為
- (3) 専ら営利を目的とした物品の販売その他これに類する行為（中心市街地又は市内産業の活性化に資する目的で、市長が特に必要と認め、第5条第1項の許可をしたものを除く。）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、施設の管理上支障がある行為

(原状回復の義務)

第12条 使用者は、多目的室等の使用を終了したとき又は第7条の規定により使用の許可を取り消され、若しくは使用の停止を命じられたときは、直ちに使用場所を原状に回復しなければならない。

(損害の賠償)

第13条 使用者及び利用者は、建物、設備若しくは備品等を損傷し、又は滅失したときは、市が

相当と認める損害額を賠償しなければならない。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月11日から施行する。

(準備行為)

2 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

別表 (第8条関係)

区分	使用料の額 (1時間当たり)	
	施設使用料	冷暖房料
多目的室	100円	100円
和室1	100円	100円
和室2	100円	100円
蔵	100円	100円
備考		
1 使用時間に1時間未満の端数が生じたときは、その端数は1時間とし、準備及び原状回復のための時間を含むものとする。		
2 冷暖房料は、冷房又は暖房を使用した場合に徴収するものとする。		